

戸田市一般競争入札告示

**新曽小学校増築校舎家具備品一式**の取得について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び戸田市契約規則（平成元年規則第14号）第3条の規定により告示する。

令和6年10月2日

戸田市長 菅原文仁

記

1 入札対象物品

- (1) 物品名 **新曽小学校増築校舎家具備品一式**
- (2) 納入場所 **戸田市地内**
- (3) 設計額 **金25,292,113円**(消費税及び地方消費税含む)
- (4) 予定価格 **金25,292,113円**(消費税及び地方消費税含む)
- (5) 納入期限 **令和7年3月19日まで**
- (6) 詳細 **仕様書のとおり**
- (7) その他 戸田市契約規則第10条第3項に基づく**郵便入札**とする。

2 一般競争入札参加申請書の提出

- (1) この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書を一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。

※ 書式については、戸田市ホームページ（URLは「20問い合わせ」参照。）又は戸田市役所管財入札課の窓口にて取得すること。

※ 一般競争入札参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

ア 提出先 〒335-8588  
埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市総務部管財入札課入札担当

イ 受付期間 **令和6年10月2日（水）**午前8時30分から  
**令和6年10月15日（火）正午まで（必着）**

※ 書類の不備等を指摘された場合の再提出期限も上記の提出期間と同様とする。

※ 受付締切時間後に到着した申請書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって発送すること。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出した者に対しては、記2(1)に記載の受付期間の終期から1日以内（閉庁日は除く。）にFAX等にて通知することとする。

### 3 入札書の提出方法

**郵便入札とする。一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出すること。**

提出期限 **令和6年10月24日（木）** 午後3時まで（**必着**）

※ 上記以外の方法により提出された入札書は**無効**とする。

※ 郵便による入札書の提出方法の詳細は記20に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページにて確認すること。

### 4 開札日時・場所等

日時 **令和6年10月25日（金）** 午前9時30分

場所 戸田市役所 1階 104会議室兼入札室

**※ 開札の立会いを希望する場合は、入札控室（戸田市役所1階103会議室）に開札日時の5分前には待機していること。なお、代理人をして立会いをする場合は、立会いに関する委任状を提出すること。**

※ 書式については、記20に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページにて取得すること。

### 5 入札に関する注意事項

#### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、記載する金額は契約期間全期間の金額とする。

#### (2) 入札回数

1回とする。

#### (3) 入札の辞退

入札参加者は「辞退届」（様式は任意とする。）を提出することで、入札を辞退することができる。ただし、**郵便入札による入札書の到達後の辞退は一切認めない**。なお、落札決定後に、当該契約を辞退した場合は、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置に該当するので、注意すること。

#### (4) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2

2年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

## 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 設計額の110分の100に相当する金額を超える入札金額の入札。ただし、設計額が事前に公表されている場合に限る。
- (2) 一般競争入札参加申請書の提出のない者がした入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (4) 虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (5) その他告示に示す事項に反した者がした入札
- (6) 提出期限までに入札書が到達しなかったとき
- (7) 入札書が規定する提出方法によらず送付されたとき

## 7 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

## 8 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) **令和5・6年度**の戸田市物品等入札参加資格者名簿に、**家具・調度・装飾**の業種で登載されている者であること。
- (3) この入札の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) この入札の告示日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者候補者とする。
- (2) 最低価格の入札が2つ以上あるときは、別途通知する方法により、当該入札をした者によるくじ引きにより落札者を決定する。ただし、最低価格の入札をした者全員が開札時に立会いをしている場合は、その場でくじ引きを実施する。
- (3) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を実施し、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格の確認は実施しない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者の入札を無効又は失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者について入札参加資格の確認を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、落札者を決定でき

るまで入札参加資格の確認を実施する。

(5) 開札から落札決定までの間に、落札候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は失格とし、次に入札価格が低い者を新たな落札候補者とする。

(6) 落札者が決定したときは、入札参加者へe-mail等にて通知する。

#### 1 0 現場説明会

開催しない。

#### 1 1 仕様書等

仕様書等は記20に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページから取得すること。取得可能な期間は、告示日から入札日時までとする。

#### 1 2 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

##### (1) 質問の方法

質疑応答書を記20に記載の戸田市総務部管財入札課のホームページから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、下記(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、電話、口頭等による質問は受け付けない。

##### (2) 提出先

戸田市総務部管財入札課入札担当

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

##### (3) 受付期間

告示日から

**令和6年10月9日(水)正午まで**

##### (4) 質問に対する回答

記2の(1)一般競争入札参加申請書の提出期間の終期の前日までに戸田市総務部管財入札課のホームページにて公表する。

#### 1 3 最低制限価格

設定しない。

#### 1 4 入札保証金

戸田市契約規則第5条第3項第3号の規定により免除する。

#### 1 5 契約保証金の率及び納付等

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が1件500万円に満たない場合は、規則第28条第3項第4号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第6条第4項の規定により免除することができる。

(2) 契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。

(3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、

還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

#### 1 6 支払条件

- (1) 前金払  
しない。
- (2) 部分払  
しない。

#### 1 7 損害賠償等の予約条項付記

- (1) この物品の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、物品売買契約書に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。納入完了後も同様とする。
- (2) この物品の契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により納入期間内に納入ができないときは、所定の割合で計算した損害金の支払いを契約者に請求することができる。

#### 1 8 その他

- (1) 提出された各資料は、返却しない。
- (2) 入札参加者は入札後、この告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、仕様書等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。
- (4) **予定価格が2千万円以上の財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により市と落札者とは物品購入に係る物品売買仮契約を締結し、当該契約が市議会の議決を得た後に本契約を締結するものとし、当該契約が市議会で否決されたときは、本契約を締結しないものとする。また、市議会で否決された場合において、市は一切の責任を負わないものとする。**

#### 1 9 契約条項等の閲覧

戸田市契約規則等は、戸田市総務部管財入札課において閲覧できる。

#### 2 0 問い合わせ

戸田市総務部管財入札課入札担当

電 話 048-291-8246（直通）

F A X 0 4 8 - 4 3 2 - 8 5 2 1

e-mail nyusatsu@city.toda.saitama.jp

U R L <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/173/>